

※ 処 理 事 項	審査	承認	交付	受領印
		リットル		
(受付印)				
平成22年 3 月 20 日 岡山県 備前 県民局長殿	免税軽油の使用に係る事 務所又は事業所所在地	岡山市北区弓之町6番1号		
	業 種	漁船以外の船舶		
	免税軽油使用者証の番号 及び氏名(名称)	岡山県 第 012345 号	岡山太郎 (印)	
	この申請に应答する係及 び氏名並びに電話番号	岡山太郎	電話 086 (123 局 4567 番)	
免 税 証 交 付 申 請 書				
機械、車両又は設 備名(番号)	No.1 汽船 県庁丸 No.	免税軽油使用者証に 記載された機械等の番 号、名称等	No. 一年以内で県民局税務 部が指定した期間	
所要数量合計	3,000 リットル	所要数量 計算期間	平成 22 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 3 月 31 日 まで	
希望する販売業者名及び所在地	免税証の種類	枚 数	数 量	
軽油を購入する予定の 販売業者 岡山市北区内山下2-4-6 県庁石油(株) 内山下支店	1,000 リットル券	枚	リットル	
	2,000 リットル券	10 枚	2,000 リットル	
	1,000 リットル券	10 枚	1,000 リットル	
	50 リットル券	枚	リットル	
	20 リットル券	枚	リットル	
	18 リットル券	枚	リットル	
	10 リットル券	枚	リットル	
	計	20 枚	3,000 リットル	
参考	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証のうちの使用量	
	計算期間	数量(ア)	期間	数量(イ)
	平成21年 4 月 1 日 から 平成22年 3 月 31 日 まで	3,000	平成21年 4 月 1 日 から 平成22年 3 月 20 日 まで	2,900
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者 から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称		残った免税証100ℓ については、返納手 続きが必要	
	備中油業(有) 羽島給油所(倉敷市羽島108)		免税証の有効期限 又は申請日のい ずれか早い日まで	200 リットル
			リットル	